

仕様書

① 案件名称	令和8年度総務課事務用 単3形アルカリ乾電池ほか25点 買入
② 品名	別紙のとおり
③ 規格及び数量	すべて新品を納品すること(詳細は別紙のとおり)
④ 納入期限	令和8年10月30日(金)
⑤納入場所	大阪市浪速区敷津東1―4―20 浪速区役所総務課(6階63番)
⑥特記事項	・納入時期については、事前に事業担当と連絡調整を行い、土・日・祝日を除いた平日の午前9時から午後5時までの間に完了すること ・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること ・納品時等において建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担により原状回復を行うこと ・納品に際して発生する廃棄物等の処理は、受注者の責任において行うこと ・不良品であることが判明した場合には、速やかに代替品と交換すること。なお、交換に係る費用は、受注者の負担とする。 ・契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること ・見積金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。 ・見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合(同等品の可否を含む)は事前に質問し、その内容を熟知の上見積るものとする。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。 ・品名・品番は参考とする。同等品以上で納品する場合は、見積書提出前にサンプル品を提示(カタログ等可)し、了承を得たものに限る。 ・納品物については、「大阪市グリーン調達方針」(http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html)別表の【判断の基準】を満たすものとし、【配慮事項】について充分配慮されていること
⑦事業担当	大阪市浪速区敷津東1―4―20 6階63番 浪速区役所 総務課(総務) 電話:06-6647-9936 担当:有本

別紙：品名、規格及び数量

No.	品名	品質、形状、サイズ	単位	数量	参考製品例(同等品以上可)					
					例①		例②		例③	
					メーカー	品番	メーカー	品番	メーカー	品番
1	単3形アルカリ乾電池	内容量:10～12本入 ・10年保存可能	パック	10	パナソニック	LR6EJ/12SW	朝日電器	LR6-AD10SBS	デュラセル	—
2	単2形アルカリ乾電池	内容量:4本入 ・10年保存可能	パック	6	パナソニック	LR14EJ/4SW	東芝	LR14AN 4MP	富士通	LR14PS(4S)
3	ふせん(75×75mm)	サイズ:75×75mm 色:パステル4～5色 内容量:90～100枚×10冊	箱	10	アスクル	AS-EJ05671	スリーエム ジャパン	6541-K	たのめーる	TM7575-MT
4	ふせん(75×25mm)	サイズ:75×25mm 色:パステル4～5色 内容量:100枚×20～25冊	箱	8	アスクル	AS-EJ05686	スリーエム ジャパン	5001-K	たのめーる	TM7525-MT
5	ふせん(50×15mm)	サイズ:50×15mm 色:パステル4～5色 内容量:100枚×20～25冊	箱	6	アスクル	AS-EJ05676	スリーエム ジャパン	7001-K	たのめーる	TM5015-MT
6	インデックスラベル青(小)	サイズ:25×18mm 色:青色 内容量:16片×22シート(352片)	袋	40	アスクル	BPA-TA20B-4728984	ジョインテックス	B052J-SB	コクヨ	タ-20-2B
7	インデックスラベル青(中)	サイズ:29×23mm 色:青色 内容量:12片×20シート(240片)	袋	30	アスクル	BPA-TA21B-4702146	ジョインテックス	B053J-MB	コクヨ	タ-21B
8	インデックスラベル赤(中)	サイズ:29×23mm 色:赤色 内容量:12片×20シート(240片)	袋	30	アスクル	BPA-TA21R-4702164	ジョインテックス	B053J-MR	コクヨ	タ-21-2R
9	パンチラベル	サイズ:外径14.5mm、内径6mm 色:白色 内容量:240～280片	袋	30	ニチバン	ML-250	ジョインテックス	B058J	コクヨ	タ-1
10	ゼムクリップ(小)	サイズ:小(長さ23mm) 色:シルバー 内容量:1,000本入	箱	2	アスクル	35638	ライオン事務器	No.13-1000	コクヨ	クリ-3-10
11	両面テープ(強力)	サイズ:幅15mm×長さ10～18m ・強力タイプ	巻	20	ニチバン	NW-K15	スリーエム ジャパン	PSD-15R	ニトムズ	T3830
12	両面テープ(超強力)	サイズ:幅19～20mm×長さ4～5m ・超強力タイプ	巻	10	デジタルランド	DL-YU54	スリーエム ジャパン	SPG-19	ニトムズ	No.5711 J0970
13	ハサミ	全長:174～176mm 刃渡り:65mm程度 色:不問	本	10	プラス	34180	コクヨ	HSM-A100LB	ナカバヤシ	NH-SF175B

14	ホッチキス針	針サイズ:10号 色:シルバー 内容量:1000本(50本つづり×20)入×20箱	ケース	2	マックス	NO.10-1M/AS2	プラス	31115	スマートバリ ュー	B007J-20
15	使いきり手袋	素材:ポリエチレン製 サイズ:手の平幅約13～14cm、中指長約8cm(M サイズ) 色:透明色 内容量:100枚入 ・外エンボス加工	箱	10	モノタロウ	—	ファーストレ イト	FR-5812	川西工業	AK2018CM
16	油性マーカー(黒色)	色:黒色 ペン先:太:平芯 細:丸芯 内容量:5本入 ・キャップタイプ ・ツインタイプ	パック	4	アスクル	—	ゼブラ	P-MO-150- MC-BK5	パイロットコ ーポレーシ ョン	PMFN75KFB -5B
17	固形スティックのり	色:不問 内容量:40g×10個入	箱	5	アスクル	IRONAVI-40g	ヤマト	YS-35-10S	クラウングル ープ	CR-ST40- WX10
18	電動レターオープナー	重さ:100～150g程度 色:不問 ・電池式(単3形アルカリ乾電池2～4本使用)	個	2	プラス	OL-001	アスカ	LO85B	SYLCXX	OP-90
19	硬質カードケース	サイズ:A4 色:透明色 ・ハードタイプ	枚	5	アスクル	34446	コクヨ	クケ-3014N	プラス	34464
20	ボールペン(黒色)	【製品指定】 メーカー名:三菱鉛筆 ブランド名:ジェットストリーム 品番: SXN-150-05 色:黒色 内容量:10本入	箱	5	—	—	—	—	—	—
21	ボールペン(赤色)	【製品指定】 メーカー名:三菱鉛筆 ブランド名:ジェットストリーム 品番: SXN-150-05 色:赤色 内容量:10本入	箱	5	—	—	—	—	—	—
22	テープのり(本体)	【製品指定】 メーカー名:トンボ鉛筆 ブランド名:ピットテープM 品番: PN-MS125 テープ幅:12mm	個	10	—	—	—	—	—	—

23	テープのり(つめ替えテープ)	【製品指定】 メーカー名:トンボ鉛筆 ブランド名:ピットテープM つめ替えテープ 品番:PR-MS125 テープ幅:12mm	個	20	—	—	—	—	—	—
24	カードリング	・内径50mm以上 ・内容量は、1パック10個入りの場合は3パック、1 パック6個入りの場合は5パックというように、30個 分のリングとなるようにすること。	個	30	TANOSEE	TCR-50	KOKUYO	リン B-160	サンケーキ コム	カードリング No.60
25	消せる蛍光ペン	色:黄色	10	本	PILOT	SFL-10SL-Y	無印良品	83767976	三菱鉛筆	PUS-151- ER.2
26	スペアキー	・種類、メーカー、品番について、別紙1No.1～ No.36のとおり ・スペアキーそれぞれに鍵番号を刻印すること。	本	36	—	—	—	—	—	—

別紙 1

No.	種類	メーカー	型番
1	ロッカー	PLUS	H878
2	ロッカー	コクヨ	J928
3	ロッカー	コクヨ	K180
4	ロッカー	UCHIDA	A998
5	机引出し	コクヨ	EDR199
6	脇机引出し	コクヨ	EDR079
7	机引出し	コクヨ	EDR745
8	机引出し	コクヨ	EDR019
9	ロッカー	コクヨ	J380
10	ロッカー	コクヨ	J439
11	引き出し	コクヨ	P385
12	ロッカー	コクヨ	H039
13	書棚	UCHIDA	G402
14	書棚	UCHIDA	G411
15	書棚	コクヨ	PN505
16	デスクワゴン（可動式）	UCHIDA	2108
17	デスクワゴン（可動式）	コクヨ	EDR029
18	デスクワゴン（可動式）	コクヨ	EDR032
19	デスクワゴン（可動式）	コクヨ	EDR154
20	デスクワゴン（可動式）	コクヨ	EDR812
21	ロッカー	コクヨ	H255
22	ロッカー	コクヨ	H297
23	ロッカー	コクヨ	H320
24	ロッカー	コクヨ	H345
25	ロッカー	コクヨ	H355
26	ロッカー	コクヨ	K092
27	ロッカー	コクヨ	K183
28	ロッカー	コクヨ	S235
29	ロッカー	コクヨ	S358
30	ラテラルキャビネット	UCHIDA	091
31	ラテラルキャビネット	UCHIDA	734
32	ラテラルキャビネット	UCHIDA	744
33	書棚	コクヨ	841K
34	脇机	コクヨ	EDR702
35	キャビネット	コクヨ	PN466
36	キャビネット	コクヨ	PN585

No. 30、31、32 について

①No. 30 の鍵穴



②No. 30、31、32 に類似の鍵穴



③No. 30、31、32 に類似の鍵（上記②に対応するロングキー）



グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

特記仕様書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

第 6 条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪市浪速区役所総務課（連絡先：06-6647-9977）に報告しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。